121 ≦ i ≦ 135 のとき　0.928
136 ≦ i ≦ 150 のとき　0.894
151 ≦ i ≦ 180 のとき　0.843
181 ≦ i ≦ 210 のとき　0.806
211 ≦ i ≦ 240 のとき　0.779
241 ≦ i ≦ 270 のとき　0.758
271 ≦ i ≦ 300 のとき　0.741
301 ≦ i のとき　0.691

n　利用定員の最大値

6　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅰは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

｛（A ／ 0.263）× 0.096 ＋ 0.904 － 1.000｝× B × C

A ／ 0.263 が 1.000 を下回る場合は 1.000 とする。

算式の符号

A　六十五歳以上人口を人口で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［略］

7　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅱは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 7.78）

算式の符号

A　測定単位の数値

B　合併関係市町村（新市町村の市町村役場及び地方自治法第 252 条の 20 に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）が所在する合併関係市町村を除く。以下この条において同じ。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額に 3 分の 2 を乗じた数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

6.1 × a × b

b が 3.290 を超えるときは 3.290 とする。

［略］

8　市町村の「林野水産行政費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

算式

（B ／ A）× 2.75 ＋（C ／ A）× 0.26

［略］

9　市町村の「徴税費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

121 ≦ i ≦ 135 のとき　0.928
136 ≦ i ≦ 150 のとき　0.895
151 ≦ i ≦ 180 のとき　0.844
181 ≦ i ≦ 210 のとき　0.807
211 ≦ i ≦ 240 のとき　0.779
241 ≦ i ≦ 270 のとき　0.758
271 ≦ i ≦ 300 のとき　0.741
301 ≦ i のとき　0.692

n　利用定員の最大値

6　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅰは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とする。

算式

｛（A ／ 0.228）× 0.095 ＋ 0.905 － 1.000｝× B × C

A ／ 0.228 が 1.000 を下回る場合は 1.000 とする。

算式の符号

A　六十五歳以上人口を平成 22 年人口で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［同左］

7　市町村の「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅱは、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

B ／（A × 7.82）

算式の符号

A　測定単位の数値

B　合併関係市町村（新市町村の市町村役場及び地方自治法第 252 条の 20 に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）が所在する合併関係市町村を除く。以下この条において同じ。）ごとに次の算式によつて算定した額の合算額を 3 で除した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

6.1 × a × b

b が 4.080 を超えるときは 4.080 とする。

［同左］

8　市町村の「林野水産行政費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。

算式

（B ／ A）× 2.93 ＋（C ／ A）× 0.25

［同左］

9　市町村の「徴税費」に係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率とする。